

区が負担する物品等

○自転車等の啓発・警告に関する業務	警告札に貼付するQRコードシール、区の指示により使用する特殊な警告札・啓発札等（※） ※別紙4に掲載した札一覧（例）は区が負担する物品に含まれない。
○撤去・運搬に関する業務	放置自転車管理システム携帯端末（12台）
○自転車等の保管・返還に関する業務	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理棟事務室及び室内の付帯施設 管理棟本体、机、椅子、ロッカー、エアコン、ブラインド、照明器具、整理棚、電源コンセント、固定電話 2 保管所内の付帯設備 フェンス、照明器具、防犯機器類、トイレ 3 光熱水費 保管所内における電気、電話、通信、水道 4 放置自転車管理システム機器類 パソコン（1台）、携帯端末（3台）、プリンター、通信回線設備 5 その他 納付書（収納金納付用）
○引取りのない自転車等の処分に関する業務	廃棄処分シール、被害届シール、森ヶ崎シール、リサイクル自転車シール
○問合せ・苦情・陳情に関する業務	放置自転車管理システムパソコン（1台）
○その他放置自転車対策に関する業務	看板、カラーコーン、その他区が用意する設置物（※） ※設置物の固定にあたって使用する物品は受託者が用意する。

あらかじめ区が用意した物品等に不足がある場合、不足分については区と協議のうえ、受託者が用意する。また、事業者が提案に基づき独自に調達し使用する物品については、事前に区から承認を得ること。